

政治囚の恩赦について 「連帯」暫定
調整委員会声明…………… 3
恩赦について/政治囚について/
監獄から釈放された人々へ
釈放された者 残された者 …… 5
「連帯」在外調整局
恩赦と闘いの今後——釈放指導者は語る …… 7
「連帯」とポーランド 1984年の政治的、
経済的、社会的状況 …… 10
「連帯」暫定調整委員会——B・リス

地下新聞が伝える 生活と労働の現場 …… 17
今 ポーランドで …… 18
「連帯」パリ通信編集部
グダンスク協定4周年にあたって
労働組合の複数制度を …… 20
L・ワレサ
ポーランド日誌 …… 2・22

ポ ー ラ ン ド 日 誌
84年6月24日～8月27日

6月24日 「連帯」暫定調整委員会(TKK)は、さきに逮捕されたボグダン・リスの後任としてボグダン・ボルセヴィチをメンバーに加えると発表。ボルセヴィチはかつてのKORメンバーであり、80年8月以前の自由労組運動創設者の1人でもあった。

6月25日 ワレサが声明を発表、6月17日の地方議会選挙の結果をふまえ、今後も話し合いにより80年8月グダンスク協定の履行を求める努力を続けることと述べる。ジュネーブのILOが、ポーランドに関する特別調査委員会のレポートを発表(本誌8/9月号参照)。

6月27日 TKKは地方議会選挙投票率は全国平均で当局発表の75%より低く60%以下であったと声明。ウロツワフ地方では全地区で投票率50%以下のため再投票が行われるべきであると述べる(実際、全国85地区で7月15日に再投票があった)。

6月28日 1956年ボズナ暴動の記念ミサの後記念碑へ向かうとしたデモ隊が、警察に暴力的に解散させられる。国営通信社PAPによれば、著名なマルクス主義哲学者で1959～68年に党中央委員でもあったアダム・シャプが「党のイデオロギー原理と政治路線に反する見解の持ち主」として党から除名された。

7月3日 ユーゴスラヴィアのプラニンツ首相が3日間の予定でワルシャワを訪問、ヤルゼルスキ首相と会談。PAPによれば「社会主義企業経営について経験交換を行う」話し合いがなされた。

7月5日 中国の外国貿易相がポーランド訪問を終えて帰国。両国間の長期協定について合意がなされた。「連帯」地下指導者ズビグニェフ・ブヤクのインタビュー

ューを2つの通信社が伝える。文書での質問に対する回答をテープに吹き込んだもの。ブヤクは「連帯」は警察の弾圧にもかかわらず勢力を伸ばしており、昨年12月13日より現在の方が合法的活動の道に近づいていると述べるが、小さな町やシチェチン地区では「連帯」勢力が弱いことを認める。地下活動については、「約30人が潜伏中、1万人近くが全国的な組織活動に参加し、2万人以上が折なりに手伝っている。定期刊行の地下出版物は500種はあるだろう」と述べる。

7月7日 5日からワルシャワを訪れていたユネスコ総長がヤルゼルスキ首相と会談。

7月9日 閣僚会議が開かれ、農業生産見通しが検討される。PAPコミュニティによれば、84年下半期の食肉・肉製品生産は83年実績を6～8%下回るが牛乳は増量と予想され、穀物買付見通しは比較的良好、加工用の野菜・果物は需要をまかなえるが加工用肉は不足、紅茶・コーヒー供給も不十分であろうという。

7月10日 アメリカのレーガン大統領は対ポーランド経済制裁について、ポーランド政府より国民の苦しがっているため解除の方法を検討中であると語る。

7月11日 ワルシャワ・ラジオは作家マレク・ノヴァコフスキに対する起訴状が軍検察局によりワルシャワ軍事裁判所に提出されたと伝える。

7月13日 旧KORメンバー4名の裁判がワルシャワで開廷。この日は起訴状朗読と手続上の申請だけで、次回は7月18日まで延期された。西側記者やオブザーバーは入廷を許されず、裁判関係者、被告人の家族7人、ポーランド人記者2人、「内務省からの傍聴者多数」だけが入廷。同日、西側銀行へのポーランド債務返済の一部繰り延べ合意がロンドンで調印。今後3年間に返済する予定であった16億ドルの支払いが1989年から93年末までに延期された。【22頁へ続く】

政治囚の恩赦について

「連帯」暫定調整委員会声明

On the Amnesty, TKK

Solidarność News No.29-30, 1984.8.28

〔編集部注〕政府当局がポーランド建国40周年を記念して恩赦を発表した2日後の7月23日、「連帯」暫定調整委員会（TKK）はこの恩赦に関連して次の3つの文書を発表した。署名者はいずれも、ズビグニェフ・ブヤク（マゾフシェ地方）、タデウシ・イエディナク（シロンスコ・ドンブロフスキ地方）、マレク・ムシンスキ（下シロンスク地方）、およびエウゲニウシ・シュメイコ（全国委員）の4人である。なおTKKのこの会議には、グダンスク地方およびマウォポルスカ地方の「連帯」代表者も出席した。〔訳：水谷 暁〕

恩赦について

政治囚に対する恩赦は社会の願いに沿った現実的な決定である。同じ方向に沿った措置がさらにとられるならば、それは注目され、高く評価される。

しかし恩赦に前後して生じたいくつかの事件は十分理由のある不安をかきたてるものである。「連帯」の国際的労働運動および国際労働機構（ILO）との接触（これは規約で定められた活動である）が叛逆とされた——このためにボグダン・リスとピョートル・ミェジエフスキが恩赦から除外された——事実は、労働者の国際的連帯を脅かす重大な先例である。同じく重視されるべきは、ヤンコフスキ神父とポビェウシコ神父の宗教的活動が犯罪行為とされていることである。思想的確信に基いて行動した何人かの「連帯」組合員と支持者が一般犯罪人とされて恩赦の適用を除外されている。恩赦法それ自身が、独自活動に参加した友人たちを通報するよう「連帯」活動家に圧力をかける（恩赦の適用除外で脅かすことにより）ことを警察に対して認める条項を含んでいる。脅迫と結びついた当局の側の勝ち誇った調子もまた不安の念をひき起こさせるものである。

以上すべてのゆえに、われわれはこの恩赦の意

味について重大な留保を維持しなければならない、これからの当局の行動を厳重に監視しなければならない。かねてから待たれていた政治環境の変化は、労働組合活動家に対する迫害がやむ場合にのみ実現される。ポーランドが政治囚のいない国になった時のみ、ILO諸条約と今なお正式に効力を有している1980年グダンスク協定を尊重する国になった時のみ、国民は危機の克服に力を貸す。

恩赦は国内的緊張の主要原因を除去するものではないが、何らかの保証を与えるものではない。まさにこのゆえに「連帯」暫定調整委員会はその機能を維持する決意である。独立した労働組合運動の建設を続け、当局に対し法の確立と順守を要求し、良心の囚人すべてを防衛しなければならない。

われわれは既成事実を積み重ねてゆく政策を採用することによってのみ、権利を尊重させることができる。ますます強力となる労働組合運動が企業内で活躍しなければならない。それは可能なかぎり公然と活動しなければならないが、現在の状況の下では地下組織によって補強される必要がある。暫定調整委員会は、地下工場委員会がその活動を拡大し、労働組合の権利を公然と防衛する新しい方法を追求する必要があると考える。独自の新聞や雑誌、書物の配布、そして討論グループや自己教育サークルなどによって支えられ、工場間の合意によって補強されるこうした形態の活動が、わ

釈放された者 残された者——「連帯」在外調整局

the released and the unreleased
Coordinating Office Abroad of NSZZ "Solidarność"
Solidarność News No.29—30, 1984.8.28

〔編集部注〕7月21日に政治囚の恩赦が発表されてからほぼ1ヵ月の間に釈放が期待されていた「連帯」関係者のほぼすべてが獄外に出た。しかし、叛逆罪に問われたボグダン・リス、ピョートル・ミェジエフスキをはじめ、一般刑事犯として収容されている多数の「連帯」関係者が今なお獄中にある。主だった人々の釈放時の様子、およびその後の社会的状況について『ソリダルノシチ・ニュース』から紹介する。

家族や友人、支持者たちがいらいしながら待っていた「連帯」活動家その他の釈放がはじまった。監獄当局は獄壁の外での自然発生的な支持のデモンストレーションを防止しようとして、釈放の具体的な日時をあらかじめ公表しなかった。それにもかかわらず、7月23日に最初の囚人たちが釈放された時、善意の群衆がアンジェイ・グヴィアズダ——裁判もなしに2年半にわたりとじこめられていた「連帯」幹部と顧問たち11名のうち1人——を歡呼して迎えた。

7月25日、ウッチのアンジェイ・スウォヴィクとイェジ・クロピヴニツキ、全国委員のアントニ・ピェトキェヴィチら何人かの有名な活動家が釈放された。翌26日には幹部会員のグジェゴシ・バルカが釈放された。

7月29日、シチェチンの「連帯」指導者、マリアン・ユルチクは組合指導者の会合を呼びかけた。ワレサ委員長は、組合指導者としてのみならず友人同士としても釈放された指導者たちと会いたいと述べていたが、あらためてこのような会合が絶対に必要だと声明した。

7月30日、ヴワディスワフ・フラシニェクの妻は、夫が行方不明になっていると発表した。ヴロツワフ地下「連帯」指導者のフラシニェクは7月

27日にウエンチツァ監獄を出、弁護士レフ・アダムチクに伴われて友人の神父を訪問したところまでは知られていた。彼らはチェンストホヴァへ巡礼に行く予定になっていたと政府スポークスマン、イェジ・ウルバンは確認していた。ところが、有名なヤスナグラ寺院でフラシニェクを見た者はいなかった。翌日、フラシニェクがマゾフシエ地区「連帯」指導者のズビグニェフ・ブヤクと会談したことが伝えられた。会談後、2人のコミュニケが発表されている〔7頁参照〕。ヴロツワフに戻ったフラシニェクは、レフ・ワレサを始め多くの同僚たちと会うつもりだったと次のように述べた。「恩赦は条件付きの釈放にすぎず、問題は何も解決されていない。われわれは未来を考える必要がある。……少なくともTKKを助ける活動を組織し、地下活動がもはや不必要となるような条件を作り出すべく努力しなければならない」。彼は電話でワレサと話し合ったことを明らかにした。

グヴィアズダ、ワレサと会見

8月1日、アンジェイ・グヴィアズダがレフ・ワレサに会った。「連帯」合法期間中にさかんに言われた2人の意見の違いにもかかわらず、ワレサは会談後こう宣言した。「私はグヴィアズダの意見に同意する。2人の友情は前よりも強い」。

8月4日、歴史家のアダム・ミフニクは、彼の作業ノートの引き渡しを拒否したため、監獄内で殴られ暴行を受けた。「私は警察の車に押し込まれ、家の前で私服を着た治安機関員にまるで汚れた洗濯物の山のように放り出された」とこの元KORメンバーは語った。

8月7日、「連帯」スポークスマンのカール・モゼレフスキが釈放された。翌日、警官がズビグニェフ・ロマシェフスキを自宅まで送ってきた。

彼はラジオ「連帯」を設立、放送を行ったとして4年半の刑を受けていた。翌8日、シロンスクのカトヴィツェ製鉄所の組合指導者、アンジェイ・ロスブウォホフスキが釈放された。

かつてのグダンスク地方調整委員会のメンバーで地下活動を断念したアレクサンデル・ハルに対する当局の対応は不吉である。彼は、「非合法組織への参加」の罪を問われることになった「彼の非合法活動の性格、場所、時日」に関する情報を警察に提供することを要求された。これを拒否した彼は今のところまだ自由の身でいる。

KOR創設者の1人、ヤツェク・クーロンは監獄から出るとすぐ西側ジャーナリストにこう語った。「3年間の投獄から釈放されたその日に政治的発言をするのは無責任というべきであろう。まず私は、自分がどんな国に住んでいるのかを知らなければならぬ——とは言え、この3年間、私の考えは変わっていない」。

ビドゴシチ地区「連帯」委員長で、1981年の「連帯」全国大会で委員長に立候補したヤン・ルレフスキは、釈放の日電話インタビューに答えて、早くワレサに会いたいと述べた。

「連帯」幹部と顧問11名のうちまだ釈放されていないのは旧KORのヘンリク・ヴェツただけである〔彼も8月13日釈放された〕。

なお獄中に何10人が

恩赦が発表されてから1ヵ月後の今もポーランドの監獄にはまだ何十人という政治囚が残っている。地下情報筋は7月22日以前においてさえ、政治囚の数は政府が認めているよりも100~150人も多いと、公式発表数に反論していた。その大部分は組合活動を刑法違反行為とされた「連帯」活動家たちである。たとえば、「物質的利得のために工場所属の印刷機械を使用」したとして起訴されたカトヴィツェ製鉄所の労働者グループがそうである。実際には彼らは「連帯」情報紙を発行していたのであった。多数の鉦夫たち（とくにルビンの）が、国家財産への襲撃、盗み、爆発物の製造などを問われている（彼らの目標はシロンスクのある町のソ連・ポーランド友好記念碑にあった）のためになされた行為についてさえ、その背後の動機は考



身のまわりの品を持ちワルシャワのラコヴィエツカ刑務所を出るA・グウォプスダ

慮されなかった。ワルシャワ郊外の監獄には、仲間を救出するため警察官から武器を奪ったとして何人かの学生が投獄されたままであり、その武器の隠匿を助けたとして神父が1人起訴されている。彼らの行為の動機が政治的目的にあったことは証拠上明白である。

グダンスクの「連帯」指導者で叛逆罪に問われているボグダン・リスは、恩赦から除外された者の中で最も良く知られている人物である。叛逆罪には死刑が可能であり、リスの拘留は明らかに地下「連帯」指導部に対する挑発および脅迫の試みと解釈されなければならない。当局の不誠実さは、公式に政治囚とされた650名の釈放期限を過ぎた今もなお少なくとも60名が獄中にとどめ置かれている事実からも明らかである。

レフ・ワレサは釈放された組合指導者の大部分と協議したのち、情勢について彼らと「完全に見解が一致した」と述べた。8月17日、AFPとの電話インタビューで彼は、2年半以上も監獄で過ごした彼らの態度に非常に感激したと述べた。

8月21日、釈放された政治囚をたたえるミサが1万名を集めてワルシャワで開かれ、A・ミフニク、J・クーロン、Z・ロマシェフスキ、A・ワレンティノヴィチ、S・ヤヴォルスキ、M・ユルク、L・モチュルスキらが参加した。群衆が彼らの名前を呼びかわし、大声でソリダルノシチと唱和した。

〔訳：水谷 駿〕

恩赦と闘いの今後 — 釈放指導者は語る

闘いの継続を

ヴワディスワフ・フラシニク ズビグニェフ・ブヤク

最近発表された恩赦は、ポーランド社会と「連帯」活動家そしてすべての社会集団の断固とした姿勢、またヨハネ・パウロⅡ世とポーランドのカトリック教会の努力、そして西側諸国の首尾一貫した政策がポーランド政府に強制したものである。この措置はわが国の歴史の新しい段階の始まりを画するはずであった。ところが実際には、それは権力の利益に従うことを目的としている。政治囚を釈放する一方で政府は社会に対する戦争を継続している。閣僚や検察官、治安警察、宣伝機関などの声明が敵意と憎悪の雰囲気を作り出している。それゆえに「連帯」は、政治囚の釈放と政治囚としての地位を求めて、組合複数制と思想の多元主義を求めてその闘いを続けなければならない。それは人間の自由と尊厳の名において行動しなければならない。ポーランドを自由の国とするために「連帯」は存在し続けなければならない。

ボグダン・リスとピョートル・ミェジエフスキが叛逆罪に問われている。この罪名はポーランドで陰惨な伝統を有している。スターリン主義の時代、政敵を排除するために共産党政府によって使われてきたのだ。わが同僚たちが、レジスタンス闘争の英雄たちを断罪するのに使われたこの同じ罪に問われようとしている。たとえば、第2次世界大戦中ミルの偽名の下に闘った特別軍事作戦司令部(KEDYW)の指導者、エミル・フィエルドルフがそうだった。国内軍(AK)のカジミェシ・ロチャルスキも叛逆罪で死刑を宣告され、のちに減刑されて長期間投獄された。グダンスク協定の署名者で、独立自治労組「連帯」暫定調整委員会の設立メンバーの1人であるボグダン・リスが叛逆罪に問われているという事実は、「連帯」を破壊活動組織および外国情報機関の手先きとして描き出そうとするキャンペーンの1構成要素でもあ

る。それはまた、脅迫と威嚇のさらに進んだ試みである——今日はボグダン・リスだが、明日は組合活動に従事し続ける誰かの番だ。最後にそれは、外国から「連帯」を支持するすべての人たちの祖国復帰の可能性を閉ざすものである。ボグダン・リスに関して沈黙を守ることは許されない。彼の釈放と全政治囚の釈放を求める闘いは、わが組合が直面する最も基本的な任務である。

1984年7月29日 ワルシャワ
[Solidarność News No.29-30 1984.8.28
訳：水谷 駿]

私は製鉄所に戻る

インタビュー セヴェリン・ヤヴォルスキ

【「連帯」バリ通信解説】 セヴェリン・ヤヴォルスキ Seweryn Jaworski は、ワルシャワ製鉄コンビナートの労働者であり、戒厳令下の人質とされていた「連帯」指導者11人のうちの1人。かれら11人全員の毅然とした態度は、体制側がかなり前から準備していた裁判の開始をためらわせる原因の1つだった。恩赦により11人全員が自由の身となった。釈放されたヤヴォルスキとのインタビューを「週刊マゾフシェ」96号から紹介する。

——恩赦についてどう考えるか？

恩赦はポーランドの社会状況を本当に変えはしなかった。真の、下からの組織化の権利が回復されない限り、ポーランドの社会状況は変わらない。それがいつになるのか、私にはわからないが、しかし、そうなることを信じられなければ、ポーランド民族が奴隷化する可能性の方を信ずるほかなくなる。恩赦があるとは思っていた。しかしそれがわれわれ11人を含むとは思っていなかった。われわれの団結が連中のもくろみ通りに崩れるまで、拘留が続くと思っていた。一方、われわれの裁判を強行して有罪に持ち込むことも非常に難しかつ

たろう。当局が恩赦を実施したのは、物質的利益の面とプロパガンダの面とから世界に対して人道的なポーズをとるためだった。

まだ原則的な問題が残されている。それは、ボグダン・リス、ピョートル・ミエジェフスキ、それにジフ神父のグループが恩赦の対象から外されているからだ。ジフ神父のグループも釈放されるべきだ、なぜなら、かれらのやったことが「連帯」の理念に含まれていないとは言え、その活動は政治的動機によるものだからだ。かれらの行動は子供っぽかった、しかし求めるところは最良だった。

——あなたの監獄暮らしで最も重要な経験は？
監獄に入る人たちにどんな態度をすすめるか？

まず、逮捕後は内省の時間がある。私はじっくり考えた。私の活動とは何だったのか、問題によっては違った行動をすべきだったのではないかと。「連帯」の理念は滅びない、このことは一貫して確信していた。社会の圧倒的多数がこの理念を信じつづけているという情報も届いていた。

われわれは2、3人ずつに分けられて獄房に入れられた。互いに支え合い、連帯の精神を示さねばならなかった——より強い者からは奪い、より弱い者を助け、慈しみの心を持つという精神を。最悪なのが、自分の存在が忘れられてしまったのではないかという恐怖だ。もしその恐怖にうちひしがれ、敗けてしまえば、待ち受けているのは最大の苦痛、死ぬまで続く重荷だ。だからわれわれはくじけてしまった人たちにも背を向けることはしなかった。

重要なのは、拘留の期間をいかに有効に活用するかだ。一部の人たちは自由の身にある人々に影響を及ぼせた。何をなすべきかを考え、文章を書き、外へ送った。そうやってわれわれは外との共同行動をつづけた。たとえば私は、アダム・ミフニクを外へ紹介しようとした。彼が獄中で書いたものはとても価値がある。私自身も少し書いたが、今はそのことにあまり触れたくない。知識を高めたいと思い、イタリア語を少し勉強した。それと、回想記を書くこともすすめた。場所と名前だけの変える必要があるが、ある問題についてのどのように感じたかは書いておくべきだと思う。一般的に言って、拘留の期間を無駄にしないために、熱中できるものを自分で見つけなければならない。自分で使う小物、たとえばチェスの駒などを作る

のも良いだろう。色々なちよつとしたことが重要な意味を持つ。たとえばわれわれは、晩になると「おやすみ、連帯！」と叫んだり、歌をうたったりした。

自分を抑えることもすすめたい。私も、取るに足りないことで自制できなくなったことがあるが、そうなると、喧嘩してもいがみ合ってもかまわない気になってしまう。

——どういう情報が手元には届いていたのか？

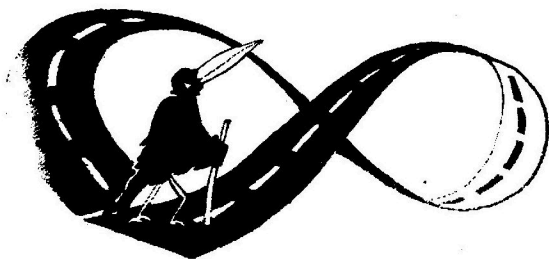
ビャウォヴェンカでは情報については最良の状態だったが、ラコヴィエツカの最初の頃はかなり悪かった。年が明けてからはニュースがふんだんに届くようになった、しかしそれでも詳しいことは分からなかった。

孤独を感じたことは全然ない。面会ができるようになってから、人々が活動をやめたわけではないと分かるようになった。そうした情報がなかったら私は3倍も苦しかったろう。私には、いちばん重要な活動をしているのは小さなグループだと思えた。分割と占領の時代もそうで、いちばん大きな働きをしたのは小グループだった。もっとも、かれらの場合は根拠地、後方の補給基地を持っていたのだが、われわれを支えてくれた最大の基盤はラコヴィエツカ向けラジオ「連帯」の放送だった。その最初の放送があったのが1983年の新年。それはわれわれ全員へのすばらしい贈り物だった。それから、さまざま人々、とりわけ外国の人たちからのカードもわれわれを勇気づけてくれた。私はやく200枚のカードを手にした。しかし私あてには全部で600枚も送られてきたことを知っている。検察官は、たった1つ、2つ問題のある言葉が使ってあってもそのカードを差し止めたのだ。それで私にはそうしたカードが送られてきたという通知だけが届いた。

投獄された女性たちについても話したい。私は驚いたのだが、彼女らの態度はすばらしく、歌をうたい、ほかの獄房と互いに意志を伝え合って、くじけることがなかった。

——裁判の準備について聞きたいのだが。

起訴状の付属資料は37冊あった。しかしそれで全部ではない、残りは見せてもらえなかった。大部分は組合機関誌と発言（とくに多かったのが、マリアン・ユルチクとカロール・モゼレフスキ）の録音から書き起こしたものだったが、それは全体



DROGA WYJSCIA Z KRYZYSU

ではなく、特に選んだ部分だった。いちばん下劣だったのがいくつかのウソの証言だ。われわれの地方での証言は、2、3の例外を除けばすべて、たいへんひかえ目で、下劣な連中にもあまりでためは言えなかつたらしい。

私の起訴理由は、労働者護衛隊の創設計画と消防大学のストライキ、ロンドでの事件、それに、マゾフシェ「連帯」の全国的な活動に私が（ズビシエク [ズビグニェフ・ブヤク] が捕えられていなかったからだ）特に重要な役割を果たしたというものだった。連中はおそらく偽の証拠をでっちあげたのだろうが何ひとつ証明できなかつた。そもそも、体制破壊をたくらんだ陰謀などを決定的に証明する物などまったくありはしないのだ。

結局、はっきりしたのは連中が裁判を始めたたくないということだった。この4半期のあいだでわれわれに資料が与えられたのは日に2時間ずつだけだった。連中はわれわれがなるべく時間をかけてそれを読んでもらいたかつたのだ。ところが去年の8月と9月はそれとは正反対だった。連中は資料をさっさとすばやく読めと強制し、裁判の開始をもっと早くさせようと圧力をかけた。

—あなた方の釈放をめぐる交渉について何か言いたいことは？

顧問団はあれ以上は望めないほどみずからの使命を果たしてくれた。私はそのことに何の疑問も持っていない。当局はかれらを手詰りの状態へ押しやった。連中の出した条件はどれも受け入れられるものではなかつたのだ。教会も顧問団も、調停という行為自体は人道的であるが、もしそれを引き受ければ自分たちの権威が下落してしまうと知

っていた。

私の考えでは、何が問題なのかをはっきりさせるために交渉は継続すべきだった。もちろん、あんな提案に同意する必要はない。いずれにしろ当局は問題を片づけなければならなかつたのは明白なのだ。

—これからの、自由の身になってからの計画は？ 今の状況をどう感じているか？

状況は認識しているし、こちら側での生活の状況も知っている。今は色々な人たちの意見を知らたいと思っている——「連帯」の側に立っている人たちが、われわれの目的の現実性を疑っている人たちが、それに、以前はわれわれに賛成していたのに今は反対している人たちの意見を。私は、地下の活動家たちがいちばん苦しい重荷を背負っているのだと思う。8月以来、「連帯」はレフ・ワレサと共にある。強い団結は必要だ。活動の基本原則には私も従う、しかし、個々の問題については自分の良心に従って行動するつもりだ。

私はとてもしあわせだ。たしかに今の方が牢獄にいた時よりも精神的な負担は大きい。獄中では、今なにが起きていようと、それに対する責任は外の人間が担ってくれるという気持ちでいられた。これからは、現在の状況を知り、将来の行動を決める重みが私にかかってくる。私は製鉄所に戻る。あそこを最後の砦として、私は私の個人的な問題を考えるつもりだ。

〔「連帯」バリ通信94号 1984年8月22日付

訳：篠崎誠一〕

「連帯」とポーランド

1984年の政治的、経済的、社会的状況

「連帯」暫定調整委員会——ボグダン・リス

NSZZ “Solidarność” — na tle sytuacji politycznej, gospodarczej
i społecznej roku 1984
“Solidarność” Biuletyn Informacyjny, No.93, 1984.8.8, Paris

【編集部より】 地下「連帯」は現状をどう見ているのか——。「ポーランド月報」前号では獄中のミフニク、地下紙のノヴァク両知識人による分析論文を掲載したが、今回はその続編として、地下「連帯」の発表文書を訳出する。この文書の日付は6月2日である。それ以後、地方議会選挙とそのボイコット運動、KOR裁判の開始と中止、7月22日の政治犯恩赦という変化がポーランドを揺さぶったため、政治犯問題や当局の弾圧についての記述には現状と合わない部分もある。しかし、2年半の「連帯」地下活動を総括し、問題点や課題を提示している点で、価値ある文書である点に変わりはない。政治犯釈放がどのような影響を生もうが、今後も「独立社会」の建設は継続されてゆくであろうから。なお、この論文には「連帯」暫定調整委員会の名においてグダンスクの地下指導者ボグダン・リスが署名しているが、リスはその数日後に逮捕され、7月21日の恩赦でも釈放対象とされずにいまだ獄中にいる。

1 全体的状況——組合活動のゆえの弾圧

1981年12月の戒厳令導入以来、「連帯」は自らの存在権を求めて闘わねばならなくなった。戒厳令で活動停止にされた「連帯」は82年11月には非合法化された。組合活動を行った者は即決裁判で3年以上の刑を宣告され、現在準備中の新しい特別法でも3年以内の刑が予定されている。さらに活動家たちには虚偽情報の流布とかデモへの参加、ストライキの組織といった罪名も用意されており、そのぶん刑期はさらに長くなる。組合費を徴収したかどで有罪になった例もある。

有罪判決を受けた者は総計で数千人（最高懲役7年）。現在も約千人が、組合活動を理由に服役中もしくは裁判待ちの状態にある。「連帯」の指導的活動家たち11人は「体制の暴力的転覆未遂」というナンセンスな罪名でもう2年半以上も裁判を待ちながら拘留されている。

刑務所や拘留所内の待遇は劣悪である。服役中の組合活動家が抗議せずにいられぬこともしばしばである。彼らのハントは時には数十日に及び

生命の危機に陥ることもある。国家と刑務所当局はこの抗議を力づくで押しつぶそうとしている。よし当局が譲歩することがあっても、ささいで短期的なものである。権利を求めて闘う四人はしばしば殴打、虐待、拷問まで含めた物理的暴力を加えられる。こうした状況下にある現在、組合の中心的目標は政治犯の待遇改善を求める闘争である。このために数万の署名を集める運動が組織されている。だが署名を集める者が様々な形で妨害されたりおどされたりすることも多い。解雇や逮捕ということもある。

2 労働者の状況

「連帯」が地下に追いやられたため、労働者たちは自分たちを公に代表してくれる組合代表者を持たなくなった。労働条件について当局との交渉にあたれなくなった「連帯」は、各工場内の様々な自衛活動を奨励し、そうした活動が自発的に起きた場合には支援するようになった。現在われわれは新しいタイプの経済的ストライキの高まりを目にしている。それはほとんどの場合誰かに組織

されたのも予告されたのでもないストで、低賃金やノルマ増大や時間外労働の強制等に抗議して自発的に行われている。新しい法律では雇用者は労働者に休日土曜にも働くよう命令できることになっている。行政的圧力により、または時間外手当という餌でつって、労働者が基準労働時間の1.5倍つまり1日12時間働かされることもしばしばである。事態をさらに悪くしているのは、多くの企業で辞職希望者の退職予告期間が6ヶ月延長され、9ヶ月になったことである。これは事実上労働者を職場にしばりつけることになる。

こうした変化は経済的な必要からでなく、何よりも無能な経営と下手な労働組織化の結果である。原料やエネルギーの不足、工具の欠乏、時代遅れの機械などのせいでひんぱんに生産休止がおこり、原料と労働者が浪費される。

1980年8月ストライキの最大の成果のひとつであった鉱山の週休2日制は、戒厳令導入後ただちに撤廃された。鉱山の安全設備は時代遅れで整備も不十分というひどい状態のため、週休2日廃止の影響はただちに事故増加という形になってあらわれた。

労働環境の保全（つまり労働の安全と衛生）は劣悪であり、新たな設備投資もなしで古い道具や機械を酷使するため悪化の一途をたどっている。労働者は危険な職場や有毒ガス、粉じん、騒音など健康を害する環境の中で働いている。自然環境の問題についても同じことが言える。シロンスク、クラクフ、ヴァウブジフ、ルビン等の地域では生物学的環境が壊滅の危機に瀕している。当局の政策を最もよく現わすのがクラクフ近郊のスカヴィナにあるアルミニウム製錬工場の操業再開である。この工場は公害がひどいため1981年に「連帯」の努力によって閉鎖されていたのだ。

労働の保安と環境保護は、現在「連帯」が準備中の別の文書で取り扱われることになろう。「連帯」はまた、社会の生活最低水準に関しても調査中である。というのも、わが国の公的機関でこの問題をも具体的かつ体系的に調査した所はひとつもないからである。この調査には多大の努力と経費を要する。しかしすでに現時点で以下のことが判明している。つまり、1982年2月と84年1月の2回にわたる大幅値上げと激しいインフレにより、国民の30パーセントは一般に考えられている社会



ボグダン・リス

生活最低水準以下の暮らしをしており、生存の限界に追いつめられている人々もめづらしくないということである。

3 1981年の改革の廃棄

「連帯」はつねに、その役割を労働組合としての活動に限定しようと考えていた。しかし全体主義的システムの中で党=国家の官僚機構に独自に抵抗する力を持たない他の運動や組織を支援しようとするれば、純粋な労働組合運動の枠をしばしば逸脱せざるを得なかった。「連帯」の綱領には、政治改革、教育改革、経済改革に関する一連の提案が含まれていた。戒厳令前、それらの一部は当局との交渉の結果実行に移され、立法化された。だが戒厳令後の特別立法は80年～81年に達成されたものの大部分を白紙に戻した。たとえば労働者自主運営法の改訂では、企業の自主運営が制限されたばかりか、多くの点で自主運営そのものが疑問視されている。戒厳令後に導入されたいわゆる経済改革も企業の自律性を奪い、ただ独立採算制だけを押しつけた。これは経済危機のツケを労働者と消費者だけに負わせるものだ。同様に検閲法の改訂で教育機関の自治が大幅に制限された。わ

が国の4大人文系大学のうちの3つ（ポズナン大学、ヴロツワフ大学、ワルシャワ大学）において、高等教育相が学長選挙結果を認めないという事態が起り、ワルシャワ大学では大学評議会と選挙評議会が活動停止処分を受けた。

4 戒厳令後の「連帯」——独立社会の建設

戒厳令後、「連帯」の活動は、社会生活の様々な側面における全体主義的国家体制からの圧迫に対して防戦することが中心になった。

戒厳令期間中、幾度となく短時間の抗議ストが組織された。しかし現在は、スト組織者ならびに参加者への弾圧が厳しくなったため、一時的にストという抗議形態を断念している。

デモは折々に組織されている（メーデー、8月31日〔グダンスク合意記念日〕、12月13日〔戒厳令施行日〕など）。警察の対応はつねに暴力的である。デモ参加者は襲われ、殴られ、放水を浴びせられ、催涙ガスを投げられ、逮捕され、厳しく尋問され、刑務所送りになる。82年のルペンのように、警察がデモ隊に発砲することもある。デモの最中の負傷や後の拘留中の虐待を含め、警察の行為により数十人が死亡した。このことを考えると、「連帯」はデモの回数を増やすことに賛成できかねる。

組合員の安全を考えて（「連帯」への加盟は懲役3年以下の刑になるため）、「連帯」は正式の組合員登録を停止してきた。工場内での「連帯」の活動には、労働者に諸要求を出させ、まとめ、支援するという前述の活動のほか、地下出版の編集・印刷・配布、討論集会や講座の組織、組合費徴収などがある。きちんと組合費を払っている人の数は企業により違うが、大工場でも戒厳令前の10～30パーセント、中小工場では50～70パーセントに上ることもめずらしくない。逮捕の危険のため月ごとの集金が行えないこともよくあるが、その場合はかわりに一定期間ごとに特定の目的のための集金が行われている。地下出版物配布網をつうじての呼びかけに応じて寄付金を送ってくれる人も多い。

工場レベルでは「連帯」暫定工場委員会（TKZ）が組合規約に基く活動、つまり規約に定められた給付金や手当の支給等を全うしようと努めてい

る。逮捕者の家族への援助もTKZの仕事である。この援助は1981年以来教会の教区単位で活動している慈善援助委員会と協力して行われることが多い。「連帯」内の個々の構造は極めて自律的・独立的である。これは安全を考へてのことではなく、「連帯」の創立と活動の基礎となった考え方に基づいてのことである。それゆえ、各企業のTKZ代表者の一種の協議の場としての地域的構造も存在する。

地方レベルではほとんどの地方に地方執行委員会（RKW）、「連帯」地方委員会（RKS）もしくは地方調整委員会（RKK）が存在し、工場間や地域間の調整や地方全体の活動（デモやビラ配布）の推進と調整を行っている。RKW、RKS、RKKの構成員はほとんどの場合明らかにされていない。例外はワルシャワ、グダンスク、上シロンスク、下シロンスクで、潜航中のRKWメンバーの氏名が公表されている。

全国レベルでRKWにあたる役割を果たしているのが暫定調整委員会（TKK）で、このメンバーは設立当初から明示されている。現在のメンバーはズビグニェフ・ブヤク（ワルシャワ）、タデオシュ・イエディナク（シロンスコ・ドンブロフスキ）、ボグダン・リス（グダンスク）、マレク・ムシンスキ（下シロンスク）、エウゲニウシュ・シュムィエイコ（ヴロツワフ）である。TKKの活動には、顧問や他のRKKからのオブザーバーも加わっているが、その人々の名は伏せられている。

戒厳令導入以来2年半の間にTKKメンバーは5人逮捕された。ヴロツワフで3人（ヴワディスワフ・フラシニェク、ピョトル・ベドナシュ、ユゼフ・ピニオル）、ポズナンで1人（ヤヌシュ・パウピツキ）、クラクフで1人（ヴワディスワフ・ハルデク）。彼らは4年～6年の刑を宣告された。例外はクラクフのハルデクで、釈放とひきかえにテレビに出演、「もう活動はやめる」と公に宣言した。

「連帯」委員長レフ・ワレサは全く違った役を果たしている。彼は、国内外での抜群の知名度のおかげで公然と発言することを認められた、唯一の組合活動家である。委員長が公然と活動する可能性を持つことは、「連帯」の切り札のひとつである。レフ・ワレサはTKKと連絡を取っている（TKKの会議に彼が参加したことが2回のコミ



目で見える経済発展(左から右へ移行するのがポーランド経済!)

ュニケで公表されている)が、これについて国家権力は彼を取り調べた。

TKKのもとで、次にあげる専門団体も活動している。

▷ ヘルシンキ委員会。法の支配が正しく行われていないケースを調査する。1983年に作成されたヘルシンキ委員会のレポートは81年12月から戒厳令停止(83年7月)までを扱っており、マドリッドの欧州安全保障協力会議にも提出された。

▷ 鉱山委員会。鉱山における労働条件を調査する。

▷ いわゆる“主要企業ネットワーク”。81年12月以前の“企業ネットワーク [シェチ]”が活動を継続しているもの。このネットワークの現在の懸案は、社会生活水準の調査である。ネットワークには、ワルシャワのウルスス機械工場の代表たち(RKWメンバーのズビグニェフ・ヤナス他)、ノヴァフタークラクフのレーニン製鉄所、ルブリンのWSKシフィドニク、シロンスクのKWKヴェクとカトヴィツェ製鉄所、グダンスク造船所が加わっている。

国外にあっては、TKKの公式代表機関はブリュッセルの在外調整局である。在外調整局は西側労働組合組織との接触を仲介している。こうした接触の結果、「連帯」地方組織と西側のいくつかの組合のあいだに地域連絡協定が結ばれた(これらの協定の細目は在外調整局が持っている)。外

国の自由な労働組合からの金銭的、物質的援助は、国内の「連帯」の活動に大きく貢献している。また西側組合による「連帯」支持デモ、弾圧への抗議、ポーランドに関する信頼できる情報の公布活動等も「連帯」にとって大きな助けである。

「連帯」について正確に数字をあげて説明することは難しい。組合活動に積極的に加わっている者は少なくとも数百万人と考えられるが、地下の組合情報紙を読み、組合費を納め、給付金や法的援助を受けている者は少なくとも100万人はいる。組合活動による間接的影響の及んでいる範囲を示すのはさらに難しい。この影響はとりわけ西側のポーランド語放送のおかげで増幅されている(ソビエト・ブロックが西側放送局をやかましいプロパガンダでさかんに攻撃するのをもっともである)。この影響の大きさは、官製新労組の大衆的ボイコットが続いていることから推しはかれよう。

[地下の]出版活動(情報紙、書物)が依然続いているのは、疑いなく「連帯」の最大の業績のひとつである。ワルシャワRKWの文書保管所には定期的に発行される出版物が250種以上も存在し、その80パーセントはタイトルや副題で「連帯」への帰属意識を示している。この250種も、地下紙総数に比べればほんの一部にすぎない(いくつかの出版物、特に工場内委員会発行のものなどは文書保管所に不定期に届くため、定期的に発行されているかどうか判定しがたい)。その他、たとえ

ば数万部の発行部数を誇る『週刊マゾフシェ』のように地区を超えて配布網を広げているものもある。地下出版物の扱うテーマの範囲は様々である。ニュースや情報だけを載せるものもあれば、社会の問題を理論的に分析する月刊・季刊誌もある。中には特定のイデオロギーや偏狭な政治プログラムに固まった出版物もあるが、極めてわずかではない。このほか、単行本も毎年数百種がそれぞれ数千〜数万部ずつ発行されている。国内外の著者による文学、歴史、政治評論、経済、哲学、社会学、文芸批評など、ジャンルは広範にわたっている。ここで忘れてならないのは、地下印刷所が極めて困難な条件下で働いていることである。いつ発見され、道具や紙や印刷物を押収されるか知れないし、逮捕されれば印刷者も配布者もともに何年も服役せねばならない。

秘密教育活動は戒厳令当初から行われてきた。高校生、大学生、労働者が対象である。自己教育グループもいくつも存在している。こうした運動の多くは〔誰かの指令によるのではなく〕各グループの成員の自発的活動によっているが、その際、独自の雑誌を発行し教師グループを傘下に持つ社会抵抗委員会（KOS）と国民教育グループ（ZEN）の支援も役立っている。

「連帯」が公式に活動していた時期（戒厳令前）、協力者としての芸術家団体や学術団体が重要な役割を果たしていた。しかし戒厳令導入後、芸術・学術団体協力委員会が解散させられ、続いて当局はジャーナリスト協会（SDP）、舞台芸術家組合（ZASP）、創造芸術家組合（ZPAP）、文学者組合（ZLP）をつぎつぎに解散させて、かわりに官製の組織を設置した。映画人協会だけが、人事その他の重要な面で大幅な譲歩とひきかえに解散をまぬかれた（協会長アンジェイ・ワイダの解任と理事会の解散など）。ポーランド・ペンクラブの理事会も当局により活動停止にされた。

解散させられた協会・団体のメンバーは、今も広い意味での「連帯」運動に参加している。劇の上演や講演会が主に教区教会を中心に行われ、定期刊行物（ジャーナリスト協会の『非日常新聞』、舞台芸術家組合の『演劇ビュレティン』など）や文芸雑誌が発行されている。大部分の俳優は1年以上もテレビ・ラジオ出演ボイコットを続けた。

美術家たちの独立した運動も盛んで、個人の家や教会で美術展が開かれ、作者を招いてのオープニング・パーティーも催されている。

こうした芸術家たちの独立した姿勢は弾圧に合う。いくつかの劇団が解散を命じられ、おもてむき出版政策の変更という形で一部の作家の作品は出版を禁じられ（いわゆる作家ブラックリスト）、インク等の印刷材料の配給が停止または制限され、家宅捜索で本や原稿が押収されている。84年3月には文学者組合理事で「戦争状態についての報告」（邦訳「ワルシャワ 冬の日々」晶文社）の著者マレク・ノヴァコフスキが逮捕された。

「連帯」は毎年、文学、エッセー、美術を対象に文化賞を授与している。何人かの芸術家に奨学金も出している。独立した活動は、数千人の人々にとって生活費を得る道にもなっている。これは極めて重要なことである。なぜなら現状では国家が雇用を独占しており、解雇を政治思想弾圧の手段に用いているからである。

しかし弾圧にもくじけず抵抗運動はあらゆる職業、あらゆる芸術分野に広がっている。「連帯」と他の非合法化された労働組合との協力も、この抵抗の力の証明である。労働組合の自由を守ろうとの趣旨の共同声明（レフ・ワレサほかの「連帯」活動家、自律労組（戒厳令前の組合員約100万人）、産別労組（同400万人）、教員組合の各代表たちが署名）が2度にわたり発表されている。

このような多種多様の抵抗運動を通じ、「連帯」の提案した“独立社会”の理念が実現されつつある。つまり、ますます多くのグループが政府から独立した活動に——半ば公然とにせよ極秘裡にせよ——参加したりかかわったりするようになっていく。「独立社会」の理念は、「連帯」綱領の「自治社会建設」という計画を、戒厳令下および現在の特別法にしばられた状況下で受けつぐものなのである。

5 地方自治と勤労者自主運営

地方自治は「連帯」綱領中の根幹的事項であった。1981年末に作られた多様な行動プログラムは、地方自治の拡大発展によってさまざまなチャンスが生まれるかもしれないとの期待を抱かせた。住

宅建設の行きづまりが解消され、医療レベルが根本的に向上し、学齢期および学齢前の生徒児童の保護が考慮され、悪化の一途をたどる自然環境の保全がはかられる……。だが、政府から独立した活動家たちが地方自治体に影響力を行使することを恐れた当局は、地方議会選挙を延期し続けてきた。

戒厳令下で導入された地方議会に関する法では、地方行政機関の権限のみが拡大され、真の地方自治の発展については一顧だにされていない。地方議員選挙法は、当局の立てた候補者しか当選しないようになっていく。すべての候補者は国家再生愛国運動（PRON）の推薦を受けねばならないとされているからである。PRONは、役立たずになった国民統一戦線（FJN）のかわりとして1982年に創設された党翼賛団体である。こうした状況に鑑み、「連帯」暫定調整委員会は6月17日に予定される地方議会選挙ボイコットを呼びかけている。当局発表の投票率でない、実際の投票率（ボイコット率はいくつかの地区における独自調査により算定される）は、まやかし選挙への社会の対応と、「連帯」運動の理念に対する支持がどの程度かを示すことになる。

戒厳令はまた、「連帯」が支持していた勤労者自主運営運動をも抑えつけた。1981年9月に妥協に基づいて成立した法を改訂した戒厳令後の特別法は、勤労者自主運営の役割を実際上行政当局の手助けに限定してしまった。その結果、多くの工場で勤労者自主運営評議会が解散した。だが、活動を続けている自主運営評議会では「連帯」活動家の支配力がかなり強い。これら自主運営評議会は現状では実際の生産に影響を及ぼす力を奪われているため、かなりの程度労働組合組織的な任務を果たしている。上司や党に服従する者への優遇を許さぬようボーナスの配分を監視したり、地方の事業は社会全体の利益になるものに限定するよう要求するなどの活動をしている。

6 官製労組と官製団体

1983年11月に政府により設置された工場レベルの労働組合組織（Z O Z）には、当局の発表によると400万人が加盟しているという。この数字は明らかに嘘である。なぜなら、もしこの数字が正

しければ、Z O Zは就労者全体の30パーセントを組織していなければならないことになるが、利用可能な一部の工場のデータ（こうしたデータは秘密にされているため、入手できないことが多い）では新組合加盟者は10～15パーセント以下、加えてそのうちかなりの部分を退職した年金生活者が占めているとなっている。また中小工場には新組合設立の試みが完全に失敗した所もいくつかある。それに比べ、「連帯」には就労者の80～90パーセントが加盟していた。この人々が今も複数組合制の復活を望んでいる。また、仮に当局のいう400万人という数信じるとしても、それは「連帯」合法活動期に「当局寄り」といわれていた産別労組の組合員数にすら及ばない。つまり確言しうるのは、労働組合運動の面では当局は戒厳令前程度の社会の信頼をも取り戻せていないということだ。工場内の新労組加盟者の大部分は職場責任者や管理部の人間だし、新労組活動家は多く党専従者である。

新労組は組合員獲得にあの手この手を使っている。加盟者には給付金の枠を広げて非加盟者と差をつけたり、休暇を過ごす保養所やサナトリウムの利用に特典を与えたり（「連帯」はサナトリウムを医療施設として位置づけようと計画していたのだが）、誰もが欲しがっているが極端に品不足の商品（洗濯機、冷蔵庫、食糧品、ストックング等）を優先的に分配したり、外国への団体旅行の機会を与えたり、といった具合である。新労組加入を条件に労働規則違反（就業時間中の飲酒、無断欠勤等）を見逃がすケースもよく知られている。加入を断った者への誹謗中傷もめづらしくない。

労働者に支持されていない新労組は、重要な要求をおし通して認めさせる力など全く持たない。労働者の権利擁護に本気で取り組むのが恐いので、彼らはしばしば工場当局と秘密の取り引き（一種の相互協力条約）を結ぶ。これは、労働組合が反労働者活動の重要な道具であった1980年8月以前の状況を再現することになる。独立活動のゆえに解雇された労働者を守るために新労組が何かした例など、ひとつとして知られていない。時間外労働やいわゆる「社会奉仕行動」（時間外労働の強制の一形態）は、新労組の同意か、場合によっては主導のもとに導入された。

さらに、弱体な新労組は工場管理部と意見が衝突した際は国家権力に不服を申し立てざるを得ず、一層の政治的従属につながる。新労組の弱さは工場より上のレベルでも明らかである。政府は現在、産業別性格をもつ労働組合間協約を100以上も認めているが、地域的協約は禁止している。地域協約がないことにより、労働組合は各産業内の賃金や投資、物資供給といった問題について、仲裁役かつ富の分配者である国家の顔色をうかがいながら活動することになり、全社会的性格の活動（環境保護、職種のまたは賃金的に恵まれない人々の保護など）は全く不可能である。官製労組の要求はすべて（たとえば「値上げ反対」のように）派手に喧伝されるばかりで、実際の政策決定には何も影響を与えない。

政治問題、社会問題に関して新組合は完全に伝導ベルトの役を果たしている。声明で政府の政策を支持し、選挙やメーデーパレードや社会奉仕行動への参加を呼びかける。新たに設立された芸術家協会なども同様で、その主要ポストには党の同意を得た者や党が指名した者がついている。これらの協会が党べったりなのは誰の目にも明らかだ。たとえば、新しい文学者組合の規約には、独立出版社〔地下出版〕や外国の亡命ポーランド人系出版社から作品を出版した者は組合加入を認めないとの条文がある。また政府が任命した新しいペンクラブ理事会は、自由ヨーロッパ放送〔西側の東欧向け放送〕の局長の地位についてという理由でズジスワフ・ナイデルをペンクラブから除名した。

7 複数組合制の可能性

「連帯」を非合法化した1982年10月の新労組法は、複数組合の権利を1984年12月に再び認めると約束した。しかし早くも1983年7月に、「国家が危機から脱出するまでの間の」特別法で、国家評議会は1985年10月に複数組合制の復活の是非を審議する（つまりそれまでは取り上げない）と変えられた。85年10月とはずいぶん先の話だが、その日が近づけば当局は再び独立労働組合を認めないために策をめぐらすであろうことは予想しておかぬばかりではない。ポーランドは結社の自由の協定遵守を自らの義務として認めているにもかかわらず、現在の労組法はILO協約にあからさまに違反し

ている。このことを利用して、政府に国際法（ILO協約）と国内のグダンスク合意によって定められた義務を果たすよう国内外から圧力をかけることができるだろう。

1980年8月から81年12月の間になされた約束や取り決めにすべて政府が破った後の今日となつては、政府と新たな公式合意を結ぶという見通しは幻想、あるいは全く不可能とも見える。しかしそれでも「連帯」暫定調整委員会は合意の道を探る立場に立つ。「連帯」の基本的要求は、政治犯全員を釈放し、同時に基礎的レベルでの複数組合主義を導入するとともに地方レベル、全国レベルの組合間協約樹立が可能と認められるのはいつかを明示することである。当然のことながら釈放は無条件でなければならず、昨年7月の恩赦時のように組合活動を行った時と場所を白状し自分を犯罪者と認めねばならないといった屈辱的条件をつけてはならない。当局との再合意が可能かどうかは、恩赦がどのような形になるか、恩赦後の政府の行動、新たな逮捕が行われるかどうか等から判断されよう。

8 ILOその他の国際団体の役割

現状では、良い方向への変化は主に国内の圧力によってもたらされよう。しかし政府の弾圧抑制に国際世論や国際団体の与える影響も無視できない。経済危機脱出のためには西側からの援助が必要であるというポーランドの特殊事情から、政府は外国の独立した見解の影響に敏感になっているに違いない。

今必要なのは、ILOがポーランド政府のデータと〔「連帯」のような〕独立した団体の立場とともに検討しながら独自の具体的調査を行うことである。調査にあたってILOは困難にぶつかるであろうが、暫定調整委員会は詳細なデータを提供しよう努力する。

また、直接のコンタクトも強く望まれる——たとえばILO代表団や西側労働組合その他の組織の代表がポーランドを公式訪問した際などに可能であろう。リュエッセルの「連帯」在外調整局は、ポーランド国内の社会生活のそれぞれの分野についての専門家を〔そうした西側団体代表者に〕紹介することができる。ある種の重要な場合には、

[西側からの代表と] 暫定調整委員会との接触や
会談も可能である。

1981年に「連帯」全国委員会および地区組織、
産別組織と西側の労働組合との間に結ばれた協約
は、現在の双方にとって困難な条件の中にあっ
ても存続させることが必要であると考えらるもの
である。

1984年6月2日

独立自治労組「連帯」
暫定調整委員会を代表して
ボグダン・リス

[訳：高橋初子]

地下新聞が伝える

生活と労働の現場

Living and Working Conditions in Poland
Solidarność News, Nos. 23~28

劣悪な小学校の保健衛生条件

ポーランドの小学校の保健、衛生状態は劣悪
で、生徒の健康上の問題となっている。学校に
は洗面所や水洗トイレ、ごみ箱のような初歩的
な施設さえ欠けていて、洗けんも不足している。
伝染病の危険がさし迫っている。シラミや疥せ
ん、肝炎、結核などのえじきになる生徒が増え
ている。もともと不十分な学校給食計画は全般
的な食糧不足のためさらに悪化している。保健
室や医療装置、医薬品が極度に不足し、医師も
足りず、ひとつの学校に医師がいる時間は月に
わずか3~4時間しかない。

多発する労働災害

国家労働保安局が最近発表した1983年の労災
事故統計によれば、労働災害総数は23万6700件
で前年の4.5%増であった。これらの事故によっ
て1280人が死亡し、6000人が労働能力を奪われ、
7万6000人が長期入院を要する重傷を負った。
労災事故原因は労働組織の不適切が44%、工場
長や監督、労働者の過失が38%、技術上の欠陥
や建物の老朽化、危険物質の取扱いが18%であ
った。

労災事故が最も多かったのは、鉄鋼、機械、

建築、化学、木材の各部門で、ここでは旧式の
老朽化した危険な機械が多く使用されている。
生産目標達成の圧力がしばしば手抜きの原因と
なる。

こうした労災の防止の任にあたる労働保安官
の数は極度に少なく、わずか800組で労働者1200
万人を抱える7万の企業を監視しなければならない
のが現状である。

急騰する物価

1979年から1984年にかけて基礎的食料品と一
部ぜいたく品の価格急騰がポーランド市民を直
撃している。公式経済報告からとった統計によ
れば、パンの価格は1979年の4ズウォティから
1984年には20ズウォティへと実に500%も上昇
した。その他主な製品についてみると、

- 小麦粉 1kg：6.70ズウォティから30ズウォ
ティへ（500%）
- ハム 1kg：90ズウォティから780ズウォ
ティへ（870%）
- バター 1kg：80ズウォティから392ズウォ
ティへ（490%）
- 紅茶 100g：18ズウォティから94ズウォ
ティへ（520%）
- カラーテレビ：2万2000ズウォティから13
万ズウォティへ（600%）。

生計費の上昇はこうした物価上昇に追いつけ
ないでいる。「連帯」の経済専門家によれば、
この結果、同じ期間にポーランドの生活水準は
30~50%低下した。

[訳：水谷 暁]

1984年7月22日の恩赦は、「連帯」のこれからの活動形態、とりわけ、「連帯」各レベルでの指導者の構成に関して新しい問題を提起した。さまざまな自主出版ルートに現われてくる意見も、また、優れた組合リーダーたちの意見も、ある種の二元論に傾いているように思える。もっとも、それはすでにどこでも見られる現実の活動形態なのであるが。地下活動と、最近ますます大きな意味を持つようになってきた公然の合法的組織の活動、この双方が活動範囲をそれぞれ徐々に拡大しつつあり、そのことがまた、「連帯」指導者たちの公然活動の幅を広げている。この問題について、7月22日以前に『週刊マゾフシェ』が行ったインタビューでズビグニェフ・ブヤクは次のように語っている。

「暫定調整委員会(TKK)が地下から出て表で公然活動を継続できるようになれば、それはわれわれの運動を前進させる大きな1歩になる。国内にはまだわれわれが関われる状況が残っている。当局は、12月13日によって獲得した陣地を拡大できないままだ。一方、選挙ポイコットもいままのところ政治状況をわれわれの有利な方向に変えたわけではない。行き詰まりを打破し、新しい陣地の獲得をめざさなければならない。その陣地となるのが公然活動だ。

もしTKKが公然活動を始めれば、職場にいる「連帯」の活動家たちは地下深くの活動から公然活動の場へ出てくるだろう。そうなれば、働く人々たちを守る活動ももっと効果的にできるようになるし、管理当局との交渉や評議会での発言、大きな集会の組織化もできるようになるだろう。

だが今TKKを公然化することは運動にとって不利になる。さしあたって表の活動家たちはレフ・ワレサにならない、自分自身の名前を活動の看板に掲げなければならない」。

TKKのこれからの活動方法は、今後数ヶ月間

のポーランドにおける政治的駆け引きの結果次第ということになる。駆け引きの行方を決定する諸要素のひとつが、「連帯」の理念の下に結集した仲間たちの、合法的な社会団体の活動の成長である。次に従業員自主運営活動の例をふたつ挙げる。ただ、付言しなければならないが、このふたつは自主運営活動の最良の例であり、したがってこれが平均的状況というわけではない。

ワルシャワ製鉄コンビナートの従業員自主運営組織は、WRON a 製労働組合の方針に反対して1度ならず真の労働組合の役割を果たしている。その一方で地下「連帯」もこれまで通りの活動を続けている。「週刊マゾフシェ」96号はワルシャワ製鉄コンビナートの状況を次のように紹介している。

「従業員自主運営組織は福利厚生基金3,000万ズウォティの割り当て方法を非難して福利厚生担当次長とその配下の管理職の不信任を申し立てた。ところがWRON a の労働組合はかれらの擁護に回った。自主運営組織が明らかにした問題点は以下の通りである。

- 1 製鉄所における1983年度のスポーツ補助金は、一般の人間に対しては(従業員1人当たり)11ズウォティであるのに対して、選手養成用の補助金は4,000ズウォティもある。
- 2 ワルシャワ近郊ヤドヴィシナにある製鉄所本部の保養所には、海辺にある従業員保養基金〔FWP〕の保養所よりも多くの補助金が支出されている。
- 3 文化・芸術関係の費用には会議や集会用の資金が充てられていて、映画や演劇の切符購入には1ズウォティの補助もない(1983年度)。
- 4 製鉄所のレクリエーション・スポーツセンターはボーイスカウト・スポーツクラブ「フトニク」に所属する選手たちにとって無料で貸与されているが、その維持、改修、建設費用返済は福利厚生資金で賄われている。

5 まさまざまな賞金も基金から支出されている。

最近、労働組合（全従業員の10%）は組合員だけを東独の保養所へ送ろうと試みた。受け入れ先のフライタル製鉄所との契約にはそのような条項はない。製鉄所に対する差別に従業員評議会は反対し、製鉄所の法律顧問も評議会の決定を支持した。ところが所長は労働組合の肩を持った。問題は調停委員会に託され、最終的には委員会が従業員評議会の正当性を認めた。

労働組合と自主運営組織の間で起きた精錬作業の班構成に関する紛争では、官製労働組合は新しい班構成を無条件に支持、自主運営組織の方は、それは実行不可能であり、労働者を不当に扱うものであるとして拒否した。

精神的な自主運営組織のほかにも製鉄所内では「連帯」暫定執行委員会〔TKW〕が積極的な活動を行っている。TKWは全従業員のやく20%を結集しており、生活援助金の支給、保養施設の斡旋、子供たちのキャンプ活動の組織化、拘留者たちの救援活動を行っている。1982年6月から機関誌「製鉄工82」を発行。学習運動としてはいくつかの自主的なグループが活動している。ラジオ「連帯」の製鉄所向け放送（1回8～10分間）は製鉄所構内でもとてもよく聞こえる。すでに何回か朝食の休憩時間中に放送が流され、日勤と夜勤の交代時間にも繰り返された。最近では6月はじめに放送があり、特別に製鉄所労働者向けの呼びかけが行われた。

トルンにあるエラナ（従業員数7,000）の「連帯」情報29、30、31号から、その自主運営活動についての通信を紹介する。この自主運営組織は、絶え間ない嫌がらせにもかかわらず、労働者に関わるさまざまな問題で自主的な活動をつづけている。

「4月5日の代表者大会において、ボール紙製造部門から出されていた抗議について検討がなされた。何人かの労働者が内務省県本部の喚問を受けたという事実は代表者たちの怒りを買った。SB〔政治警察〕の活動が労働者の間に不安を呼び起こし、職場の雰囲気や乱しているとの指摘があった。この問題で決議の具体的な内容をめぐる討論が始まると、あわてた統一労働者党工場委員会第

一書記のZ・ナホンは、内務省県本部の警官が不安を呼び起こす行為をやめるように彼自身が党本部に要請するという提案を出した。この件について自主運営組織は、すべての労働者が個人あるいは集団で工場長に対して申し立てのできる権利を確認するとともに、申し立てを行ったという理由でその労働者にいかなる制裁も加えてはならないという決議を採択した。

当局側の機関誌「エラナ」における自主運営組織の不当な取り上げ方も問題となった。編集長ロマン・スフが何回か使った「私の情報」という文句が追及された。ある代表は、労働者はとても意識が高く、そのような書き方が自主運営の味方を増やしているのだと言った。おそろくその通りだろう」（「エラナ」29号から）。

「……4月17日、従業員評議会は工場長K・ハルトヴィフから出された、何人かの職員に対する国家勲章授与の提案について見解を表明した。詳細については自主運営組織の通信にある通りであるが、ここでは特にK・シャワイスキ（生産担当部長）の金十字功労章を問題にする。この授与に賛成は3名のみ、反対は14名であった。ところが工場長は評議会の意見を無視して自分の案をそのまま国家評議会に送付し、国家評議会は提案通りに承認した。従業員評議会は国家評議会あてに上記の問題で意見書を送った」（「エラナ」30号から）。

「……5月25日の代表者会議は以下の通り決議した——代表者会議は、管理部および補充報告作成グループから提出された資料を確認し、討論を行った結果、1983年度の生産成績は十分に満足すべきものであると考え、管理部に感謝の意を表す。同時に当会議は、直属配下の従業員に対する詳細にわたる監督がなく、人事・給与政策においても、技術開発や社会活動、自主運営組織との協力の分野においても違反のないことが原則であり、不適切な人間関係の創造は工場長として否定的な行動であると考え。ゆえに、工場長は企業活動のこれら領域を整備するプログラムを提出する義務を負うものである。代表者会議の見解では、現在これらの分野はわれわれの企業の順調な発展を保障する水準に達していない。プログラムの提出期限は1984年7月13日とする」（「エラナ」31号から）。〔訳：篠崎誠一〕

グダンスク協定4周年にあたって 労働組合の複数制度を——レフ・ワレサ

On the Forth Anniversary of the Gdańsk Agreement, 29 August 1984, Lech Wałęsa
Uncensored Poland News Bulletin, No. 17/84, 16 August 1984

〔無検閲ポーランド・ニュース速報編集部による注〕以下はレフ・ワレサ委員長が1984年8月29日、外国人記者に発表した声明の全文である。ワレサ委員長はこの声明を、「連帯」の結成をもたらした1980年のグダンスク協定調印4周年にあたる8月30日に、グダンスクの70年事件記念碑の前で読み上げる意向であった。しかし当日、それを阻止される結果に終ることを恐れて、この日、西側記者に公表されたものである。なお、ポーランド語原文はまだ入手されておらず、以下はワルシャワ発のAP電英英語テキストによる。

4年前、17日間のストライキのすえ、労働者と知識人の連帯に支えられて、われわれは政府との間でグダンスク協定に署名した。それは偉大な希望の日だった。ストライキに訴えることによってわれわれは自らの尊厳を守った。そしてついに政府が、単に社会の名においてのみならず、社会の希求するところに従って統治するようになると信じただけであった。

結果はそのとおりになったか？ 4年たった今、政府に対してグダンスク協定の実現いかんを問わなければならない。組合複数制はどうなっているか？ 言論、出版の自由は？ 個人的信条を理由とした迫害の中止は？ 政治的でない監獄はどこにあるのか？ 賃金、そして価格の公正な調整はどうなっているのか？ 党員か否かを問わない資格に基いた経営者選任の原則は？ 住宅の順番待ち時間の短縮は？

協定内容は法令や演説においてのみ実現されているにすぎない。

われわれがこの協定に署名したのは、相手方の善意を信用したがゆえにであった。不幸にしてわれわれは痛苦に満ちた失望を味わうことになった。協定は1981年12月13日に破棄された。政府は社会の希求を考慮しないことを決定した。

この想像を絶する決定の結果は厳密に評価されなければならない。何10人という死者、その他、拷問された者、健康を奪われた者。何千人が長期にわたり自由を奪われた。高い社会的評価を受け

ていた専門家が職を追われ、青年たちは未来を奪われた。

しかし、主として希望を裏切られたのは社会である。私がこう言うのは、決着をつけたいからでも、嘆き悲しむためでもなく、将来を懸念するからである。ポーランドを旧来のやり方で統治しようとする試みが、すなわち常識を欠き、ふくれあがる巨大な問題に何の関心も払わない籠城の政策が、悲劇的な結果を生み出そうとしているからである。自己決定と民主主義を実現しようとするわれわれの意志を考慮せずに統治を試みることは許されない。これが許されないのは、単にわれわれに自己決定の権利があるからだけではなく、これ以上の国民の意志の無視は、想像もつかない悲劇的結末をもたらすであろう争いを引き起こす恐れがあるからである。

そして、経済生活のあらゆる分野を支配している現在の深い危機を、全国民の参加なしに克服可能であると考えれば、それは政治的愚かさ以外の何ものでもない。われわれが直面している危機を統制可能なものとするためには、困難ではあれ考えぬかれた努力と、絶大な犠牲と、そして何よりも明確な展望を必要とする。このような条件はわが国には存在しない。なにしろここでは、国民が荷役用動物のように扱われ、その賃金が国家財政に対する脅威とみなされ、その願望と期待がイデオロギー的脅威とされ、その社会的な勇気ある行動が反逆とされているのだ。

私はつねに妥協の支持者である。これが社会の意志だと確信するからである。1980年8月がそうだったし、1981年もそうだった。戒厳令施行後でさえ私はこの立場を捨てなかった。私の目的に対する最低限の社会的信頼を作り出すのに不可欠な条件の実現を要求しつつ、私は常に交渉に応じる用意でいた。監獄の中から交渉することはできないが、今や妥協の用意を放棄してはならない。祖国の善がこれを要求する。それは個人的な他の願望よりはるかに優先される。国の善が問題となっている時に、怒りに身をまかせ、あるいは一瞬の衝動に導かれることは許されない。

時間はさし迫っている。党—国家機構の全能の経済支配によってもたらされた経済危機は、もはや国民的和解の引き延ばしを一刻も猶予しない。それは、経済危機克服のために必要とされるのみならず、絶望と憤激の衝動的爆発を回避するためにも不可欠である。

社会は政府が良識を取り戻すことを期待して節度を守っている。これがまた自らの利益でもあると自覚するからである。こうした期待を拒絶すれば、ポーランドは前代未聞の野蛮と荒廃に一層深く押しやられよう。

自分自身の言葉の持つ責任を十分に自覚しつつ私はさらにこう言わなければならない。国民的悲劇が遠くない、と。合法的活動期の16ヵ月と、合法的構造を欠いたままでの困難な闘いの32ヵ月を

経過した今も「連帯」は生きている。それは今なお生きていて、われわれの共通の理想に対する忠誠のゆえに自由を奪われていた仲間たちの自由の回復を喜びをもって歓迎している。

今度の恩赦を私は正しい方向への第1歩と評価する。無実の投獄者が釈放された。これがささやかな1歩か大きな1歩かは問題ではない。重要なのは正しい方向への1歩が踏み出されたことである。これは対話と国民的和解への方向だと私は信じる。

何百というわが同僚たちの自由の回復は社会の期待を強めている。これはこれでよい。が、次の1歩——国民的合意の推進にあたっての政府の誠意を確認するような——が必要である。

ポーランドの勤労人民が自由労働組合結成の権利を取り戻した日の4周年にあたり、社会の希望が高まっているこの日にあたり、われわれは次の1歩を待っている。職業的、社会的組織の複数制の原則の早急な実現が、さし迫った欠かすことのできない要件であると私は考える。複数制の実現はわれわれの基本的諸権利を補うだけでなく、社会的自信の回復の始まりともなる。これこそが、経済をそのどん底から救い出し、必要な改革を実施するために不可欠な条件である。

独立自治労組はわれわれ勤労人民にとり必要なだけではない。それはポーランドにとってもまた必要なのである。 [訳：水谷 駿]



80年8月 スト中のグダニスク造船所

【2頁より続く】

7月14日 イェジ・ポビェウシコ神父への起訴状がワルシャワ地裁に提出される。

7月15日 昨年警官の暴行を受け死亡した青年G・ブシエミクの事件につき、判決が言い渡される。救急隊員2名は有罪で2年および2年半の懲役、警官2名は無罪、医師2名の行為は故意でなく過失と訂正された。国家再生愛国運動（PRON）が議会に対し、社会主義ポーランド40周年を記念して「政治犯と一般刑事犯への大規模な恩赦」を要請。

7月18日 KOR裁判第2日は始まるやいなや、「国会が7月21日に恩赦を決定すると予想されるので」延期される。ワレサは全政治犯の釈放は国民合意の第1歩にならうと語る。

7月19日 ローマへ向かうポーランド人巡礼団のうち約半数119人が途中オーストリアで亡命を申請。

7月20日 人民ポーランド40周年記念式典出席のためソ連のチーホノフ首相率いる代表団がワルシャワ到着、ヤルゼルスキ首相と「暖かい同志的雰囲気」（タス通信）の話し合いを行う。

7月21日 恩赦が発表される。翌日の40周年式典を控え特別国会が召集され、ヤルゼルスキは国会議員選挙を1985年に行うと述べる。（選挙は今年行われねばならぬもので、この延期には憲法改正が必要）。ワレサは「恩赦は歓迎するが、ボグダン・リスが釈放されぬ限り恩赦とは言えない」「恩赦の次には国民が白らの手で組織を作る複数主義が認められるべきだ」と述べる。ワシントンの米国務省スポークスマンは恩赦を肯定的に評価、ポーランド当局の一層の政治強硬緩和を希望。グレンプ首席大主教も恩赦を歓迎、組合複数主義等の面でも譲歩を期待するとの書簡を国会に送ったという。

7月22日 40周年式典のため訪問中の各国および政変代表たちとヤルゼルスキ首相が会談。

7月23日 T K Kが恩赦に関する声明を発表（本誌3頁参照）。ホワイトハウスのスポークスマンはレーガン大統領が対ポーランド経済制裁解除に関し近日中に発表を行うと述べる。E C の外相たちも恩赦を歓迎。一方国際自由労連事務局長は、真の人権や組合権を伴わない限り恩赦による今後への期待はわずかであると語る。政治犯10人を含む82人がまず釈放される。

7月24日 政府スポークスマン、イェジ・ウルバンが記者会見。B・リスおよび同時に逮捕されたもう1人は反逆罪に問われているため恩赦適用外だが、今後の調査で反逆罪が立証されれば恩赦されようとする。ソ連の反応については「チーホノフ首相はポーラ

ンドで行われていることに承認を与えた」と述べる。

「連帯」指導者の釈放第1号として、全国委員会副委員長A・グヴィアズダがワルシャワの刑務所を出る。

（指導者の釈放については本誌5頁参照。）「連帯」指導者7人（ワレサら“地上生活者”5人とブヤクラ“地下潜伏者”2人）が「同志たちの釈放を喜び、釈放後再びポーランドのため全力を傾けてくれると信ずる」との声明を発表。声明は同時に、80年8月グダンスク合意と自由な労組の権利を再度実現させることが政治危機・経済危機脱出の道であると強調、それなしでは再び刑務所が一杯になるだけであると主張した。恩赦発表後3日経ったこの日、ようやくソ連の報道機関が恩赦について報道。

7月25日 法王ヨハネ・パウロ2世は「恩赦がグダンスク合意に基く社会再生過程の一要素になることを希望する」と語る。NATOは対ポーランド経済制裁の解除決定を延期。中央統計局（GUS）の84年上半期経済実績に関するコミュニケが新聞に掲載される。それによれば前年同期比で工業生産は4.8%増、労働生産性は5.5%増、小売価格は13%、賃金は22%上昇、輸出9.9%増、しかし債務も増えて5月現在264億ドルとなっている。工業生産計画の達成は遅れ、投資は計画以上に支出され、商品の流通は不十分であるという。

7月26日 グレンプ枢機卿、西遊を訪問。

7月27日 W・フラシニェクほか「連帯」指導者3名が出獄（本誌5頁参照）。

7月31日 ワルシャワ蜂起40周年（8月1日）を前にワルシャワの聖ヤン教会で特別ミサ。ミサ後数千人がVサインを掲げて平和的デモ。27日に釈放されたフラシニェクと地下指導者ブヤクが前日付の共同声明を発表（本誌7頁参照）。

8月1日 ワルシャワ蜂起40周年を記念し、マゾフシェ地区「連帯」指導部が特別の声明を発表。ボヴォンスキ墓地には例年を超える数万人が集まる。

8月2日 米国は経済制裁の一部解除をポーランド側に通告。学术交流の再開、ポーランド航空定期便乗り入れ再開等。米国での公式発表は翌3日。

8月4日 日本が対ポーランド制裁の一部解除。

8月6日 戒厳令以来地下活動を続けていたグダンスクのアレクサンデル・ハルが自宅からワレサに電話をした直後逮捕される。

8月8日 ワレサはILOおよび世界の労働組合に向け、B・リスら2名の釈放に協力を求めるアピールを出す。

8月12日 米国CBSテレビがワレサへのインタビューを放送（8月8日収録）。当局に話し合いによる協

力を呼びかけるとともに、「『連帯』はかつてなく強力であり、その将来に不安はない。当局との交渉の席には必ずしも自分がつかずともよいが、当局が交渉に乗らなければ社会不安が増すだろう」と語る。

8月13日 釈放された指導者のひとりカロール・モゼレフスキは、「『連帯』とKORの11名は法廷で起訴の非合法性、不条理性を暴こうとしていた。恩赦はそれを防ぐため、うわべは人道的措置だが実は当局の不法行為隠蔽手段である」と声明。

8月14日 80年のスタート開始記念日にあたり、約200名の見守る中ワレサが70年事件記念碑に献花。この後西側記者団との会見で、「釈放された幹部たちを幾人か召集しようと考えていたが、彼らを逮捕の危険にさらさぬため中止した」と語る。

8月15日 聖母被昇天祭のこの日、チェンストホヴァのヤスナグラ寺院に20~30万人の巡礼者が集まる。宗教上の祭日にもかかわらず、「連帯」旗やワレサの写真などが多数見られた。ミサの際の説教で、グレンプ枢機卿が「ポーランド在住ドイツ人にドイツ語によるミサ等特別の権利を与えるよう要求する西独内の一部の人々」に批判的発言をしたと伝えられる。ワルシャワではミサの後約1000~1500人が旧市街から無名戦士の墓へデモ。

8月16日 ワレサは先に釈放された旧KORメンバーのミフニクと会談したと発表。「連帯」の現状を議論し、今後の戦術について合意したという。引き続きクローンらとも会うつもりと語る。

8月17日 レーガン大統領は米国のポーランド系市民を前に、「米国がヤルタ協定でヨーロッパの東西勢力圏への分割を承認したという解釈は誤りだ」と発言。15日のグレンプ発言の真意をたずため西独カトリック司教会からシェッツラー司教が到着、2日間の滞在中グレンプ枢機卿と会談し誤解を解く。

8月18日 前日のレーガン発言に対し、ソ連のタス通信は「ヤルタ協定の決定に疑いをはさむことは許され

ない」と応える。

8月19日 ワルシャワ郊外の教会で釈放されたKOR幹部J・クローンらが講演。クローンは「体制の平和的変革が唯一の危機脱出手段だ」「『連帯』支持者は、他人の言いつけに全く耳を貸さない共産主義者の流儀に染まってはならない」と語る。

8月20日 教会筋によると、リスともう1人の釈放について当局と教会の高次の交渉がなされているという。

8月21日 グダンスク合意4周年にあたる8月31日の「連帯」支持行動を求める声明をTKKが発表。グダンスクのヤンコフスキ神父（ワレサの助言者）の起訴（宗教の自由の乱用）が恩赦により取り下げられる。

8月22日 ワレサが「当局に逮捕の口実を与えぬよう、8月31日は教会のミサに参加することで祝い、衝突は避けねばならない」と語ったと伝えられる。ワルシャワTVは既に地下活動家116人が出頭してきたと報じる。ただし、「連帯」の発表では本物の地下活動家は30~50名しかいないとされている。

8月24日 ドメラツキ法相は記者会見で、「現在までに28万5000人が恩赦を適用された。刑務所から釈放された者29564人、うち1220人が女性で4333人が未成年。また、125人が非法活動をやめ出頭した」と述べる。クローンはワレサに会いにグダンスクへ向かうとしたところを警察に連行され、飛行機に乗り遅れる。

8月26日 ポビェウシュコ神父はミサの説教で政府当局に「連帯」指導者と交渉し、また地下潜伏者に無条件恩赦を適用するよう求める。チェンストホヴァの「黒いマドンナ」祭でグレンプ枢機卿は、「政治犯釈放などで対立感が緩和され、多くの課題が残ってはいるものの新たな状況が生まれつつある」と語る。

8月27日 ポーランドの報道機関はクローン、ミフニクら釈放された政治犯が教会で語ることへの非難を強化。

[編：高橋初子]

編集後記

☆7月21日に建国40周年を記念して恩赦が決定され、「連帯」関係者を始めとする政治囚多数が釈放されました。ポーランド情勢は今またひとつ新しい局面に入ったようです。「連帯」はどこに向かうのか、入手しえたかぎりの資料を紹介します。

☆東ドイツのホーネッカー議長の新独訪問計画をめぐってソ連-東欧諸国関係のぎくしゃくが明るみに

出ました。チェルネンコ体制の不安定さも伝えられています。今後のポーランド問題を考えるうえで重要な要素と考えます。

☆この夏、何人かの友人、知人が1ヵ月余、ポーランドを訪問しました。局面の転換点にあって実際に見たポーランドの状況について話が聞けるのを楽しみにしています。

☆暑い夏でした。ボンヤリ過すというぜいたくが少しできました。 1984年9月21日(み)



イースター(復活祭)のポスター。「運籌」の復活を待ち望む気持ちが伝わる。

'84年秋期開講!! マヤコフスキー学院

ロシア語

コース	開講	曜日	講師
文芸・読物 基礎コース	10/29	月	谷垣 恵子 桑野 隆
中級読物 コース	10/30	火	坂本 博春 浦 雅
ドストエ フスキー	11/2	金	江川 卓良 鴻 英
プーシキン	10/29	月	水野 忠夫 長 纒 光

ポーランド語

コース	開講	曜日	講師
会話コース	10/30	火	米川ブランカ
初 級	11/2	金	進藤 照光
中 級	11/2	金	小原 雅俊 石井 哲士郎
作品講読	11/1	木	工藤 幸雄 武蔵 摩利一

- 授業開始/10月29日~11月2日 ●期間/6ヵ月
- 時間/PM 6:30-9:00(会話コースのみ6:30-8:30)
- 授業料/入学申込金5,000円ロシア語25,000円 ポーランド語30,000円(会話コースのみ40,000円)
- 問合せ/中野区東中野1-41-5 TEL 362-8772 マヤコフスキー学院

発行所・ポーランド資料センター

〒101 東京都千代田区三崎町2-10-5 一国ビル3F
電話 03-261-2585 郵便振替 東京 2-81069

Center for Polish Research %Kazukuni Bldg. 3F 2-10-5 Misakicho Chiyoda-ku Tokyo 101

定価400円・年間定期購読料4600円(送料共)